

4月より新生活がスタートします

ご家族に変更があったときは 届け出をお願いします

ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）

被扶養者をはずれるときは

被扶養者異動届の提出とともに、保険証（該当する被扶養者の保険証のみ）も忘れずに返却してください。

こんな場合被扶養者からはずれます

- ・お子さんが就職して、勤め先の健保組合等の被保険者となったとき
- ・パートやアルバイトで働いていた方が、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大によって、勤め先の健康保険に加入することになったとき
- ・奥さまの収入が被扶養者として認められる基準額を超えたとき
- ・ご両親や家族との同居関係や生計維持関係が変わり、被扶養者として認められる基準を満たさなくなったとき
- ・お子さんが結婚してパートナーの被扶養者となったとき
- ・75歳の誕生日を迎え、後期高齢者の医療制度に加入したとき
- ・離婚したとき
- ・死亡したとき



公 告

公告第205号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の94から98へ、1,000分の4上がります。
介護保険料率は1,000分の14のまま変更ありません。
平成29年3月1日（平成29年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成29年4月1日）から実施します。

1. 健康保険料率

	変更前		変更後	
被保険者	一般保険料率	46.350/1,000	一般保険料率	48.355/1,000
	調整保険料率	0.650/1,000	調整保険料率	0.645/1,000
	合計	47.000/1,000	合計	49.000/1,000
事業主	一般保険料率	46.350/1,000	一般保険料率	48.355/1,000
	調整保険料率	0.650/1,000	調整保険料率	0.645/1,000
	合計	47.000/1,000	合計	49.000/1,000
合計	一般保険料率	92.700/1,000	一般保険料率	96.710/1,000
	調整保険料率	1.300/1,000	調整保険料率	1.290/1,000
	合計	94.000/1,000	合計	98.000/1,000

2. 介護保険料率（変更なし）

	介護保険料率
被保険者	7.000/1,000
事業主	7.000/1,000
合計	14.000/1,000

公告第206号

任意継続被保険者の 新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。






平成29年度の任意継続被保険者の標準報酬月額額は340,000円で、昨年度からの変更はありません。

保険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000円（第24等級）
健康保険料月額	340,000円 × 98/1,000 = 33,320円
介護保険料月額	340,000円 × 14/1,000 = 4,760円

上記標準報酬月額額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べいづれか低い方の額を適用します。
（適用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日）

事業概要 (平成29年2月末現在)		被保険者数		被扶養者数			
事業所数 	9事業所		男	1,883人		1,269人	
			女	1,095人		1人当たり扶養率	0.43人
			計	2,978人		介護保険第2号被保険者数	901人
			平均標準報酬月額	男 371,927円 女 267,525円 平均 333,539円			